

○長崎市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例

平成27年3月20日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）特別用途地区において定められた大規模集客施設制限地区（以下「大規模集客施設制限地区」という。）内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(建築の制限)

第3条 大規模集客施設制限地区内においては、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超える建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該大規模集客施設制限地区の指定の目的に反しないと認め、かつ、当該大規模集

客施設制限地区及びその周辺における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認めて許可した場合又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、長崎市建築審査会の意見を聴かななければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により前条第1項本文の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内で増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項本文の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築については、基準時（法第3条第2項の規定により前条第1項本文の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項本文の規定（同規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条第1項本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更（令第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。以下この条において同じ。）を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項本文の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項本文の規定は適用しない。

3 法第3条第2項の規定により前条第1項本文の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物の用途に供する部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲において用途の変更をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項本文の規定は適用しない。

(建築物の敷地が大規模集客施設制限地区の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が大規模集客施設制限地区の内外にわたる場合における第3条第1項本文の規定の適用は、当該建築物の敷地の過半が当該大規模集客施設制限地区に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について適用し、当該建築物の敷地の過半が当該大規模集客施設制限地区の外に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について適用しない。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項本文の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第3条第1項本文の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。